

重要事項説明書

1. 事業者・事業所の概要

名称 法人種別	医療法人社団 山本記念会
代表者名	山本 百合子
事業所名	すみれが丘訪問看護ステーション
所在地	神奈川県横浜市都筑区すみれが丘 13-3
連絡先	TEL 045-620-7873 FAX 045-620-7879
管理者	宍戸 美佳
提供サービス種類及び 介護保健事業所番号	訪問看護・予防訪問看護 1463890456
法人本部 連絡先	医療法人社団 山本記念会 TEL 045-593-2211
サービス提供地域	横浜市都筑区・青葉区・港北区・川崎市宮前区・高津区久末・ 中原区井田

2. 運営方針

- (1) 利用者が居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援すると共に、利用者の心身の機能の維持・回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- (2) 職員の質の向上を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 医療機関(主治医)、保健、福祉の関係者と密接な連携を図り利用者支援します。

3. 営業日および営業時間

月曜日～金曜日 9:00～18:00

(ただし、土曜・日曜・祝日と12月30日～1月3日は休み)

4. サービス提供地域(詳細)

- ・横浜市都筑区・港北区・青葉区
- ・川崎市宮前区・高津区久末・中原区井田

5. 事業所の職員体制および職務の内容

職業	サービスの種類	職務内容	人員
管理者	管理業務	従事者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うと共に法令等において規定されているサービスの実施に関し従事者に対し遵守すべき事項についての指揮・命令を行う	1名
看護師	訪問看護	事業所の利用申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ訪問看護計画および報告書作成、関係機関との連絡調整等を行い利用者及びその家族に説明し指示書に基づき訪問看護を行う	7名 (常勤・非常勤)
理学療法士	訪問リハビリテーション	指示書に基づき運動機能、日常生活能力の維持・向上を目的としたリハビリテーションを行う	

6. サービスの内容

- (1) 病状の観察；疾病・障害の状態を観察、血圧・体温・脈拍等のチェック
- (2) 入浴、清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄など、日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・指導；褥瘡処置・体位変換・適切な福祉用具の選定など
- (5) リハビリテーション；運動機能・日常生活能力の維持・向上を目的としたリハビリ
- (6) ターミナルケア；緩和ケア、療養環境の調整、本人・家族の精神支援
- (7) 精神支援；認知症など精神疾患に対するリハビリを含めた対応・相談・援助
- (8) 難病の看護
- (9) 生活・家族指導(相談援助)
- (10) 医療機器の操作援助・管理；在宅酸素・人工呼吸器・留置カテーテル・ストマ等の管理
- (11) 服薬介助、指導
- (12) 医師の指示による医療処置

7. 利用料

- (1) 利用料金；別紙の通りです
- (2) 利用料金に係る事項；
 - ・サービス提供時の利用額は介護報酬告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは介護保険負担割合証に記載されている割合にて計算・支払となります
 - ・介護保険証・負担割合証および医療受給者証などこれらの書類について内容変更が生じた場合はお知らせください。

- ・介護保険の被保険者が医療保険適応となる場合は以下の通りです
末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・
脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・パーキンソン
病関連疾患・進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ヤ
ール重症度分類ステージ3以上で生活機能障害度がⅡ・Ⅲ度に限る)・多系統
萎縮症(線条体黒質変性症・オリーブ橋小脳変性症・シャイドレーガー症候
群)・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロ
フィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・
後天性免疫不全症候群・頸髄損傷および人工呼吸器を使用している状態。
- ・前項の利用料等の支払を受けた時は利用料とその他の費用(個別の費用ごとに
区分)について記載した請求書・領収書を交付します。
- ・サービス提供開始に際しあらかじめ利用者又はその家族に対し利用料ならびに
その他の費用に内容・金額に関し事前に別紙文書にて説明します。
- ・支払方法については金融機関の口座振替となり毎月4日前後の引き落としと
なります。最初の引き落としは金融機関との手続き完了後となるため引落とし開
始までに2～3ヶ月かかる場合があるためご了承ください。

8. 衛生管理・従事者の健康管理など

- (1)施設の設備および備品などについて衛生的な管理に努めると共に衛生上
必要な措置を講ずるものとします
- (2)事業所は従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めると共に
年1回以上の健康診断を受診させるものとします

9. サービス利用にあたっての留意事項

- (1)利用者はサービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活の留意事項、利
用当日の健康状態等を従事者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供
を受けるように留意してください
- (2)体調に異変があった場合は速やかに申し出てください。
- (3)利用者は契約期間中であってもサービスの利用を中止又は変更できます。こ
の場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

10. 緊急時などにおける対応方法

- (1)サービスの提要进行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生
じた時は速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずると共に管理者に報告し
ます。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送などの必要な措置を講ずるもの
とします。
- (2)利用者に対してサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の
御家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡すると共に、必要な措
置を講ずるものとします。

(3) 事業所は提出したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合は当該指導・助言に従い必要な改善を行うものとします。

1 4. 個人情報の保護

(1) 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします

(2) 従事者が得た利用者の個人情報についてはサービス担当者会議・事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとします

(3) 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します

(4) 従事者であったものに業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従事者との雇用契約の内容とします。

1 5. 損害賠償

利用者に対してサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただしその損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を考慮し相当と認められる場合に限り事業所の損害賠償を減じる場合があります。

1 6. 業務継続計画の策定

(1) 非常時災害（感染症など含む）発生時において利用者に対する支援提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し業務継続計画について入職時に周知すると共に、必要な時に研修及び訓練を実施します。

(3) 必要に応じて業務継続計画の見直しを行います。